

浜松ウォーターシンフォニー株式会社公告第 004 号

浜松ウォーターシンフォニー株式会社(以下、HWS とする)の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、浜松ウォーターシンフォニー株式会社一般競争入札要領に基づき公告する。

2019 年 10 月 21 日

浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

－ 記 －

1. 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 2 年度西遠浄化センター電気設備改築工事その 2
- (2) 工事場所 浜松市南区松島町地内 西遠浄化センター
- (3) 工事概要 本工事は浜松市西遠浄化センターの以下の設備を対象に、電気設備の改築を行う工事である。
下記に示す改築工事の対象設備の運転操作に必要な電気機器の設計、製作、施工（機器類の据付、配管敷設、配線敷設、仮設）、及び、対象設備に対する既設機器等の撤去、処分を受注者の責任において実施すること。
イ) 汚水ポンプ設備 (工事グループ：E-03)
ロ) 送風機設備 (工事グループ：E-09)
ハ) 中央監視設備 (工事グループ：E-10)
- (4) 工 期 契約日から 2023 年 3 月 1 日まで
- (5) 概算金額及び予定価格
イ) 概算金額
金 1,050,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
ロ) 予定価格は、技術提案の審査完了後、内容評価点が最も高い技術提案に基づく。
- (6) 特定建設工事共同企業体への発注の可否 (可)
- (7) 落札方式 本公告に係る入札は、電気設備の品質の向上を図るための高度な技術提案を受付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型）一般競争入札により行う。

2. 問い合わせ先

- (1) 担当部署 : 施設工事事部
(2) 住所 : 静岡県浜松市南区松島町 2552 番 1 西遠浄化センター
(3) 連絡先 : shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp

3. 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業として参加する場合には、次の(1)から(9)までおよび(11)から(12)までの要件を満たしていること。浜松ウォーターシンフォニー株式会社建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあつては、共同企業体として(1)、(3)、(7)及び(10)から(12)の要件を満たしおり、各構成員が(1)と(2)及び(4)から(9)までの要件を満たしていること。

- (1) HWS は、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- イ) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) HWS は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- イ) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ) 監督又は検査の実施に当たり監督員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト) HWS が実施する見積依頼に対して、正当な理由がなく未回答であったとき。
- (3) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とする事とし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者に

については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。なお、工場製作期間と現場施工期間とで異なる技術者を配置することができるが、現場施工期間中は、技術者を専任で配置すること。また、工場製作期間の技術者は専任を要しないが、その期間中は他工事の現場には配置できないものとする。

- (4) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ロ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ハ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (9) 一般競争入札に付する工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（工事予定価格確定時における工事見積対応者は除く）。
- (10) 共同企業体は 2 者ないしは 3 者で構成し、各構成員の出資比率は 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。
- (11) 競争入札参加申請時に提出する経営事項審査総合評定値通知書のうち、電気工事に係る総合評定値が 1,500 点以上の者であること。
- (12) 2014 年度以降に下水道法上の終末処理場において、元請(共同企業体で受注した場合の実績は、その工事における代表企業であること。)として 100,000m³/日以

上の現有処理能力を有する終末処理場に対する中央監視設備(CRT 操作卓、監視コントローラ、プロセスコントローラを含む)の施工実績を有していること。

4. 制限付一般競争入札参加資格の確認および提出資料

- (1) 単体企業として参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記 1 の 1 により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。共同企業体として参加を希望する者は、建設工事入札参加資格審査申請書、協定書(浜松ウォーターシンフォニー株式会社建設協業企業体取扱要綱参照)の写し及び使用印鑑届を添付した一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記 1 の 1 により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は、確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から 7 日以内に文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、HWS に対し別記 1 の 2 によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から 5 日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記 1 の 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。
- (4) 次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A4 サイズとし、イ)からへ)までの順に整えて提出すること。
 - イ) 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ロ) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体のみ）
 - ハ) 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体のみ）
 - ニ) 使用印鑑届
 - ホ) 施工実績調書
 - (イ) 竣工が 2014 年 3 月 31 日以降のものを 1 件記載すること。
 - (ロ) 該当する工事の「竣工登録工事カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書(工事实績)」の写し又は請負契約書及び内容が分かる書類の写しを添付すること。
 - へ) 経営事項審査結果通知書
直近の有効な経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。
- (5) 確認申請書等提出における注意事項
 - イ) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ロ) 提出された確認申請書等は、返却しない。なお、提出された確認申請書等を、本件競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
 - ハ) 提出期限後は提出された確認申請書等の差替え又は再提出は認めない。ただ

し、HWSが必要に応じて改善を要請し再提出を求めたときを除く。

5. 契約書案、入札心得及び入札説明書等について

- (1) 契約書案、入札心得、入札説明書、要求水準書、様式集等（以下「入札説明書等」という。）は、別記1の3により送付する。
- (2) 入札参加資格に関する質問書は、別記1の4により提出すること。なお、入札公告に対する質問のうち競争入札参加資格要件に係るものを除く質問については、7.技術提案に関する質問にて行うこと。
- (3) 質問内容欄及び添付資料には、企業及び個人等が特定される内容は記入しないこと。特に、添付資料についてはファイルの文書情報（例：Word や Excel ファイルのプロパティ）によって個人情報が特定されることがあるので、保存時に文書情報から個人情報を削除するなどの措置を講じた資料を添付すること。
- (4) (2)の質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り質問者の権利、競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、HWS ホームページにて2019年10月30日(水)までに順次公表するが、質問を受け付けてから回答をするまでに数日を要するとともに、回答期限の指定等の要望には答えない。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

6. 現地調査の日時及び場所等

競争入札参加資格があると認められた者は申込書（様式集 様式1-6～1-7）を提出することで、HWS と調整の上、施設調査及び資料閲覧を行うことが出来る。申込先等は、別記1の5による。

7. 技術提案に関する質問

- (1) 技術提案に対する質問書は、別記1の6により提出すること。
- (2) 質問内容欄及び添付資料には、企業及び個人等が特定される内容は記入しないこと。特に、添付資料についてはファイルの文書情報（例：Word や Excel ファイルのプロパティ）によって個人情報が特定されることがあるので、保存時に文書情報から個人情報を削除するなどの措置を講じた資料を添付すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り質問者の権利、競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、HWS ホームページにて2019年12月24日(火)までに順次公表するが、質問を受け付けてから回答をするまでに数日を要するとともに、回答期限の指定等の要望には答えない。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他

正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

8. 技術提案等に関する資料の提出方法

(1) 競争入札参加資格があると認められた者は、技術提案及び見積書（以下単に「技術提案等」という。）を別記 1 の 7 により提出すること。

(2) 提出資料

提案者が提出する技術提案等については、電子データ及び紙により行い、以下のとおりとする。なお、作成方法等については、様式集に準拠すること。

イ) 提出部数

ファイル綴じ製本 3 部、電子データ (CD) 3 部

ロ) 技術提案書

(イ) 技術提案書 (様式集 様式 5-1)

(ロ) 要求水準に関する確認書 (様式集 様式 5-2)

(ハ) 見積書 (様式集 様式 4-4-1-2)

(ニ) 技術提案概要書 (様式集 様式 5-3)

(ホ) 要求水準に係る技術提案書 (様式集 様式 6-6-5)

(ヘ) 落札者決定基準に係る技術提案書 (様式集 様式 7-7-10)

(ト) 施設整備計画 図面集 (様式集 様式 8、8-1)

(3) 提出にあたっての注意事項

イ) 見積書は、概算金額を超えない範囲で作成し、超えた場合 HWS は失格とすることが出来る。

ロ) 各提案項目について、落札者決定基準及び様式集に定められた提案を行うこと。提案がない場合 HWS は失格とすることが出来る。

ハ) 技術提案等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ニ) 提出された技術提案等は返却しない。なお、提出者に無断で本件以外の他の用途には使用しない。

ホ) 提出期限を過ぎた後の技術提案等の提出、訂正又は差し替えは認めない。ただし、技術対話において提案者の意図を確認したうえで、HWS が必要に応じて改善を文書により要請し技術提案等の再提出を求めたときを除く。

9. 技術対話

技術提案等の提出があった者に対し、施工上の課題認識や技術提案の不明点について、下記のとおり技術対話を行うものとする。

(1) 日 時 別途通知する。

(2) 場 所 別途通知する。

- (3) 出席者 技術提案等について説明できる者。
- (4) 出席にかかる費用 技術提案等の提出者の負担とする。

10. 技術提案等の改善

- (1) 技術対話において、個々の技術提案等の記載内容につき、下記場合が生じたときは、提出者はすでに提出した技術提案等を改善することができる。
 - イ) HWS が提案者に改善を求め、提案者が応じた場合。
- (2) 上記(1)において、HWS が提案者に改善を要請し、技術提案等の再提出を求めるのは、以下の場合に限る。なお、再提出がなされない場合、又は再提出後においても技術提案の内容に要求水準書に定める要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、入札に参加できない。
 - イ) 技術提案等の内容に、要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合。
 - ロ) 技術提案等の実現性や安全性を確認するための資料が不足している場合。

11. 技術提案等の改善通知

HWS は、技術対話の結果を踏まえ、HWS が提案者に改善を要求した事項があった場合は、その改善内容を、別記 1 の 8 により提案者に通知するものとする。

12. 技術提案等の再提出

提案者が 11.に定める改善通知を受領した場合は、その内容に従い、技術提案等を再提出すること。また、再提出する技術提案等に基づく見積書を再度、別記 1 の 9 により提出すること。

なお、期限内に提出できない者は入札に参加することができない。また、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更は認めない。

13. 技術提案等に対する事前審査結果の通知

提出された技術提案等の内容について要求水準書に定める要求要件等を満たしているかについて確認し、技術提案等の事前審査結果として、別記 1 の 9 により提案者に書面で通知するものとする。なお、技術提案等が不採用（評価対象外）の通知を受けた者は、その後の入札に参加することができない。

14. 技術提案等に対する事前審査結果に対する理由説明

技術提案等が採用されず、競争入札の資格がない旨の通知を受けた者は、HWS に対しその理由について、別記 1 の 10 により、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

15. 入札書及び積算内訳書の提出等

入札書及び積算内訳書については、入札書及び積算内訳書（様式集 様式 9、様式 4～4-1-2（見積書と同一様式））を別記 1 の 11 のとおり持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。

16. 開札日時及び開札場所

開札日時及び開札場所は、別記 1 の 12 による。なお、入札回数は 1 回とする。

17. 入札書の記載方法

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

18. 落札者決定基準等

(1) 評価の方法

本公告に係る入札の総合評価落札方式（高度技術提案型）一般競争入札は、4 に示す競争入札参加資格を有し、技術提案を提出し、要求水準書で定める最低限の要求要件や施工条件を満たしていると事前審査で認められた者（以下「競争入札参加有資格者」という。）の入札価格（技術提案の内容を実現するのに必要な工事原価を含むものとする。）に応じた次に定める価格評価点と、競争入札参加有資格者の技術提案の内容に応じて評価する内容評価点（最大 100 点）を加えた総合評価点をもって入札者の評価を行う。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の算出にあたって入札価格、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。また、価格評価点、内容評価点は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下 2 位までとする。技術提案を評価する「内容評価点」及び入札価格を評価する「価格評価点」の和を「総合評価点」として評価する。

(2) 落札者の決定方法

- イ) 予定価格の制限の範囲内で、(1)により算出した総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。
- ロ) 総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、内容評価点の高い物を落札者とし、さらに内容評価点が高点の場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 評価基準

落札者決定基準に定める。

(4) 評価結果の公表

評価結果は、契約締結後、次に掲げる事項を HWS ホームページにおいて公表する。

- イ) 価格評価点
- ロ) 内容評価点
- ハ) 総合評価点
- ニ) 技術提案の改善に係る過程の概要

(5) 評価内容の担保

落札者の技術提案の内容については、契約の締結にあたり、契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示する。

なお、契約図書に記載された技術提案を履行することにより、追加の工事費が必要となる場合においても、これを設計変更の対象としない。

(6) 技術提案が履行されなかったときの対応

実際の施工に際しては、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。

技術提案の中で落札決定時に有効提案として加点の対象となった提案項目において、受注者の責により提案内容を満たす施工が行われていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難、あるいは合理的でない場合は、(7)の措置をとるものとする。履行の有無は、完成検査時に判断するものとする。

なお、工事目的物に性能未達がある場合、HWS は原則として引き渡しを受けず、工事請負契約約款に定める規定に従い、損害金等の措置をとる。

(7) 違約金の徴収

履行した内容に基づく内容評価点を再度計算した後、総合評価点が、落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格との差額を違約金として徴収する。

具体的には、次の式により算定した額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を徴収する。

$$\text{違約金} = \text{予定価格} \times (C1 - C2) / 100 \quad (\text{円})$$

C1：落札決定時の内容評価点

C2：履行確認時の内容評価点

違約金は、1円未満切り捨てとする。

(8) 請負契約の締結

HWS と落札者は、2020年4月30日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、HWS が別途定める日まで）に、HWS との間で請負契約を締結する。

18. 調査基準価格及び失格基準価格

- (1) この制限付一般競争入札は、調査基準価格を設定する。
- (2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、失格基準価格を下回る価格の入札を行った者は落札候補者としない。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、以下に示す低入札価格調査に協力すること。
 - イ) 予定している労務、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項
 - ロ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項
 - ハ) 経営状態に関する事項
 - ニ) その他落札の決定に必要な事項
- (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
 - イ) 建設業法第 26 条第 3 項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者 1 名をその補助技術者として置かなければならないこと。
 - ロ) 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
 - ハ) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
 - ニ) 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

19. 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

20. 契約保証金

この一般競争入札は、契約保証金を免除する。

21. 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - イ) 入札保証金を納付しないもの又は入札保証金が規定の額に不足するもの
 - ロ) 入札事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの
 - ハ) 入札者の記名押印のないもの
 - ニ) 委任状のない代理人がしたもの
 - ホ) 2 以上の入札者の代理人となって入札したもの

- へ) 同一事項について同一人の名をもって同時に 2 以上の入札をしたもの
- ト) 入札に際して不正の行為があったと認められるもの
- チ) 特に指定した条件に違反したもの
- リ) その他入札参加者の資格を具備しないもの
- ヌ) 確認申請において虚偽の申請をした者のした入札
- ル) 設計図書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札
- ヲ) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後落札決定までの間に第 3 条一般競争入札参加資格に規定する参加資格を失った者のした入札
- ワ) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

(イ) 人的関係

- i) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)
- ii) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ロ) その他の関係

上記(イ)と同視しうる人的関係があると認められる場合

- ※ 開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。
- ※ 共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか 1 企業体のみ入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

- (2) 入札者が不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、その入札者の全員がした入札を無効とする。
- (3) 前 2 項の規定による入札の無効は、HWS が決定する。この場合において入札者はその決定に対して異議を申し立てることができない。

22. 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

23. 契約書作成の要否 [要]

24. 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に土・日・祝日及びHWSが定める休日(年末年始12月29日～1月3日・創立記念日5月12日)があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

25. 1に掲げる工事に直接関連する他の工事の請負契約を、1に掲げる工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 [有]

26. 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。

別 記1

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 必要と認める書類を、郵送により提出
- (2) 受付期間 2019年10月21日(月)から2019年11月1日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松ウォーターシンフォニー株式会社(以下、HWSとする。)施設工事事部
- (4) 住 所 静岡県浜松市南区松島町2552番1 西遠浄化センター
- (5) 連絡先 shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp
- (6) その他 2019年11月8日(金)午後1時以降、一般競争入札参加資格確認通知書をHWSより電送にて送付する。

2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 郵送または電送にて提出
- (2) 提出期限 2019年11月15日(金)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 1. に示す連絡先
- (4) その他 HWSは説明を求めたものに対し、2019年11月22日(金)までに書面により回答する。

3 入札説明書等の送付

- (1) 送付期間 2019年10月21日(月)から2019年11月1日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時まで
- (2) 送付方法 1. に示す連絡先へ入札説明書等送付申請書を電送および送付のこと、その後HWSより電送もしくは郵送する。

4 入札参加資格に関する質問

- (1) 提出方法 様式1-1入札参加資格に関する質問書を電送にて提出のこと
- (2) 受付期間 2019年10月21日(月)から2019年10月25日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 1. に示す連絡先

5 現地調査

- (1) 申込期限 2019年11月14日(木)午後4時まで
- (2) 申込先 1. に示す連絡先
- (3) その他 現地調査の日時は、協議の上決定する。また、調査は土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前9時から午後4時まで

6 技術提案に関する質問

- (1) 提出方法 様式1入札説明書等に関する質問書を電送にて提出
- (2) 受付期間 2019年11月8日(金)から2019年11月29日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 1. に示す連絡先

7 技術提案等に関する資料の提出

- (1) 日時 2020年1月14日(火)から2020年1月21日(火)
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時まで。なお、提出の際には、以下に示す場所に連絡し、持参日時を協議すること。
- (2) 提出先 1. に示す連絡先
- (3) 提出方法 持参により提出

8 技術提案等の改善通知

- (1) 日時 2020年2月26日(水)午後4時まで
- (2) 通知方法 書面により提案者に通知

9 技術提案等の再提出

- (1) 日時 2020年3月4日(水)から2020年3月11日(水)
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時まで。なお、提出の際には、以下に示す場所に連絡し、持参日時を協議すること。
- (2) 提出先 1. に示す連絡先
- (3) 提出方法 持参により提出
- (4) その他 2020年3月18日(水)までに、HWSより技術提案等に対する事前審査結果を送付する。

10 技術提案等に対する事前審査結果に対する理由説明

- (1) 提出期限 2020年3月23日(月)午後4時まで
- (2) 提出先 1. に示す連絡先
- (3) 提出方法 郵送または電送にて提出
- (4) その他 HWSは説明を求めたものに対し、2020年3月27日(金)までに書面により回答する。

11 入札書及び積算内訳書の提出等

- (1) 日時 2020年3月23日(月)から2020年3月30日(月)
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後4時までなお、持参により提出の際には、以下に示す場所に連絡し、持参日時を協議すること。
- (2) 提出先 1. に示す連絡先
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)

12 開札日時及び開札場所

- (1) 開札日時 2020年3月31日(火)午前9時
- (2) 開札場所 HWS

一般競争入札参加資格確認申請書

【単体企業申請用】

公告番号		公告年月日	年	月	日
工 事 名					
工 事 場 所					
添 付 書 類					

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松ウォーターシンフォニー株式会社公告第〇〇〇号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

住所又は所在地
代表者 商号又は名称
代表者氏名

印

一般競争入札参加資格確認申請書

【共同企業体申請用】

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名			
工事場所			
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松ウォーターシンフォニー株式会社公告第〇〇〇号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 (印)

その他の
構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 (印)

入札説明書等送付申請書

【単体企業申請用】

公 告 番 号		公 告 年 月 日	年	月	日
工 事 名					
工 事 場 所					

上記の工事について設計図書等の送付申請をいたします。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名



入札説明書等送付申請書

【共同企業体申請用】

公告番号		公告年月日	年	月	日
工事名					
工事場所					

上記の工事について設計図書等の送付申請をいたします。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 内野 一尋

申請者 共同企業体
の名称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

その他の
構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

入札参加資格に関する質問書

「令和2年度西遠浄化センター電気設備改築工事その2」に関する入札参加資格について、次のとおり質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項
例	公告	11	21	(1)	ワ)	(イ)	(ii)	入札説明書に対する質問 「公告 11頁 21(1)ワ)(イ)(ii)」の内容についての質問がある場合には、左記のように記入してください。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

※記入上の注意

- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・提出方法は、原則として電子メール(ファイル添付)にてHWSに提出のこと。
- ・ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。
- ・質問者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する質問については、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。
- ・提出者は、提出時に電話で着信確認を行うこと。

連絡先

〒430-0834静岡県浜松市南区松島町2552番1

浜松ウォーターシンフォニー(株)施設工事部

電話番号:053-424-7996

メール番号:shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp